

1. 第3次総合計画における施策の体系									
目指す都市像(政策)	番号	7	名称	快適な生活を育むまち					
施策	番号	11	名称	良好な都市景観の形成					
主担当部	まちづくり部		主担当課	計画景観課		部長名	中尾至宏		
関係部			関係課						
2. 施策の基本方針(第3次総合計画の基本方針をもとに記入する)									
この施策の目的	過去から現在に受け継がれてきた多くの自然・歴史的景観を保全し、魅力ある良好な都市景観を創造すること、また、それらの景観を次の世代へと引き継いで行くことを目指す。市の景観形成に関するまちづくりの指針として策定された「檀原市景観形成ガイドプラン」に基づき、市民・事業者・市が協働して、「景観法」や「檀原市景観条例」に盛り込まれている景観施策の展開を図るとともに、新たな檀原市屋外広告物条例の保有等地域特性を反映した屋外広告物施策の展開を図る。								
3. 施策の現状分析(第3次総合計画の現状と課題をもとに記入する)									
この施策の概況	この施策に対する市民ニーズなど、具体的な事項について			社会環境や国・県の動向など、施策を取り巻く環境について					
	檀原市には、豊かな自然・歴史的環境が織り成す美しい景観があるが、近年の開発等により出来た都市景観については、歴史的な町並みや良好な住宅地景観、田園風景にそぐわない物も多く、主要な幹線道路の沿道等は雑然とした印象を与えている。特に大規模な建築物や屋外広告物等の工作物は、景観に与える影響が大きく、それらを対象とした景観規制誘導が求められている。 平成23年度には藤原宮跡からの大和三山の眺望の保全について眺望保全計画を策定し、屋外広告物についても檀原市独自の条例及び施行規則の策定を行った。			奈良県下では、奈良市、生駒市、斑鳩町、明日香村、檀原市が景観行政団体であり、それら以外の市町村については、奈良県自身が景観行政団体である。檀原市では平成19年4月から、また、奈良県においては平成21年11月から景観条例の施行を行っており、良好な景観の形成に向けた取り組みを進めているところである。また、近年は、良好な景観は国民共有の財産であり、景観権を尊重した判決も出ていることから、良好な景観を保全していくことの重要性が一般の住民にも広く理解されつつある状況である。					
これまでの成果	平成18年4月景観行政団体 平成19年4月景観条例施行、平成24年1月改正 平成24年1月屋外広告物条例施行 平成25年4月檀原市風致地区条例施行 景観区域内届出件数 平成22年度95件 平成23年度80件 平成24年度106件 違反広告物除却件数 平成22年度2,012件、平成23年度1,351件、平成24年度1,136件								
4. 指標及びコストの推移									
指標の推移	名称及び単位等	23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	備考欄	
		実績	目標	実績	目標	目標	目標		
	施策指標①(成果指標)	景観が守られていると感じる市民の割合	38%	30%	-	31%	35%	50%	
	施策指標②(成果指標)	幹線道路沿道における違反広告物の割合	64%	70%	63%	62%	61%	58%	
	施策指標③(成果指標)								
	施策指標④(成果指標)								
コストの推移(単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)		7,183	5,718	3,633	5,744	5,601		
	歳入(b)	受益者負担額	5,380	3,450	3,188	3,200	5,400		
		国や県からの補助金その他							
	(a)-(b)=一般財源		1,803	2,268	445	2,544	201		
	正職員	従事者数(単位:人)	5.00	4.00	4.00	3.80	3.80		
		人件費(c)	31,320	24,812	24,812	23,571	23,571		
トータルコスト(a)+(c)		38,503	30,530	28,445	29,315	29,172			

5. 施策の評価						
有効性の評価	この施策の成果の達成度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
	成果向上の可能性はどうか	2	1 十分ある	2 ある程度ある	3 あまりない	4 ない
	説明	平成19年度より景観条例を施行し、景観法に基づく届出制度による大規模建築物や工作物等の景観規制誘導を実施し、良好な都市景観の形成に寄与している。また、平成22年度には、大和三山の眺望景観を保全するための計画を作成し、景観計画の見直しを行っている。屋外広告物については、平成23年度に新たに市独自の許可基準を策定し屋外広告物条例の制定、景観条例の改正を行った。景観規制誘導(違反広告物の是正等)は市民・事業者等の協力を求めながら事業を進めている。なお、市内には違反広告物追放推進団体が15団体あり202名の方が活動をしている。平成24年度には屋外広告物修景事業補助金交付要綱を制定し、屋外広告物禁止区域に定めた中和幹線交差点付近にある広告物の撤去等の是正に対し補助金を交付し沿道景観保全に努めている。				
	市政全般に対する貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
	説明	現在施行している景観施策を進め、また、新たな景観施策への展開を図ることにより継続的に取り組み、今日まで受け継がれてきた多くの自然・歴史的景観を保全し、魅力ある良好な都市景観を創造することに貢献している。				
6. 施策の課題						
この施策の課題	景観形成施策として景観条例にある重要眺望景観として藤原宮跡から視る大和三山の眺望を指定し、眺望保全地区の保全計画の策定を行い、大和三山眺望保全地区として指定しているが、市域全域の色彩の実態調査を基に既設景観計画の見直しも行う必要がある。屋外広告物施策としては、地域特性に応じた檀原市の屋外広告物条例を策定し、市民・事業者への周知を図る。時代の変化とともに、新たな屋外広告物が掲出される傾向にあり、これに対応するため、条例制定と許可基準の見直しに取り組む必要がある。また、違反屋外広告物については、市民・関係機関との協働により簡易除去活動を継続して行く必要がある。					
7. 次年度以降の施策の方向性						
総合評価 1次評価	次年度以降の方向性	1	1 強化する	2 維持する	3 縮小する	
	説明	「景観法」と檀原市の景観形成に関するまちづくり指針として策定された「檀原市景観形成ガイドプラン」に基づき、檀原らしい景観形成に係る景観施策の展開を図り、市民や事業者等へ景観に対する意識を高めていく。また、屋外広告物施策については、本市の地域特性が反映された独自の屋外広告物条例や屋外広告物基準等を保有し、それらの適切な運用を図り良好な景観を形成する。				
総合評価 2次評価	次年度以降の方向性		1 強化する	2 維持する	3 縮小する	
	説明					
8. 構成事業の方向性 (それぞれの事務事業における今後の最適手段を検証する)						
1次評価	説明	景観条例・景観計画を基本とし、啓発活動や市民団体への助成を行い、市民へ景観に対する意識を高めていく。大規模建築物等は特に景観に与える影響が大きいため、景観法による届出を受け、周辺景観に配慮したものとなるよう規制・誘導を行う。また、大和三山眺望保全地区については、眺望や周辺環境の保全に向けた具体的な規制・誘導を図っていく。屋外広告物については、景観に与える影響が大きいため条例や基準等の適切な運用を図り、自然・歴史・文化環境に十分配慮した景観づくりに向け、違反広告物を減らせるよう取り組む。市民・事業者と協働のもと関係機関との連携を強化し、周知啓発活動を行い、良好な市街地景観が創出できるよう取り組みを一層強化していく。				
2次評価	説明					

9. 施策を構成するそれぞれの事務事業の評価

※下記評価の解説

- ・貢献度—事務事業評価の結果をもとに、この施策での貢献度(重要度)を絶対評価で示しています。
(a: 不可欠かつ施策の中核をなす事業、b: 不可欠な事業、c: 不可欠ではないが実施が望ましい事業、d: あまり有効ではない事業)
- ・方向性—事務事業評価の結果をもとに、この施策からみた各事務事業の今後の方向性を絶対評価で示しています。
(拡大する、見直ししながら続ける、縮小する、廃止又は休止する、完了する)
- ・優先度(ソフト事業(任意)のみ)—施策内での事務事業の優先度を相対評価で示しています。
(優先度が高い順に A、B、C、D)

(ソフト事業、内部管理・維持管理事業)

課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)	事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
					貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
計画景観課	ソフト 義務	本市景観形成ガイドプランに位置付けられて いる藤原京跡から見た大和三山の眺望を保全 するために、景観条例第10条にある眺望景観 保全計画を策定し、現在行っている大規模行為 の景観規制誘導をより具体に行うものである。 また、近畿地方都市美協議会、同研究会及び WGや各種研修会に参加することにより、他自 治体の取組事例等景観関連情報の収集や課題の 検討・意見交換等を積極的に行い、職員の 景観施策能力の向上を図る。その他、パンフ レットやHP等広報活動を行うことにより、市民・ 事業者等の景観に関する意識の高揚を図り理 解を求める。	422	1	a	見直しな がら続け る	B
景観形成施策の企画・ 立案・調査事業	○ ソフト 任意 内部管理・維 持管理						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)	事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
計画景観課	ソフト 義務	景観法及び景観条例等の施行により、大規模 建築物の建築等大規模行為を行う際には、あら かじめそれらの行為者から市への届出が義務 づけられ、その届出内容が檀原市景観計画に おける行為の制限に関する事項(景観形成基 準)に適合するよう事前協議等を行い、また、必 要に応じて景観アドバイザーに意見を伺いなが ら景観規制・誘導する。	128	2	b	見直しな がら続け る	B
景観計画区域内届出 事務事業	○ ソフト 任意 内部管理・維 持管理						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)	事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
計画景観課	ソフト 義務	平成21年度に指定する景観法による景観重要 樹木について、平成20年度に樹木医診断を行 い、その診断結果に基づき、樹勢を回復するた めの措置を実施し、維持管理等について、地域 住民とともに勉強会を開催し、適正に維持管理 することができる体制づくりや手法についての検 討を行った。平成21年度は、当該樹木を次世代 に残すために必要な倒伏防止措置並びに樹勢 回復の措置を実施し、平成22年度からは地域 住民と行政の役割分担を明確にしたうえで、維 持管理を適切に行っている。	182	2	b	見直しな がら続け る	C
景観重要樹木維持管 理事業	○ ソフト 任意 内部管理・維 持管理						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)	事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
計画景観課	ソフト 義務	景観緑3法(景観法・屋外広告物法・都市緑地 法)の施行により景観行政団体である檀原市自 体が屋外広告物条例の一部を保有することがで きるようになり、本市では屋外広告物条例及び 同条例施行規則を制定することを目的とした事 業として、平成19年度・20年度に現状を把握す るために実態調査を実施し、平成21年度は許可 基準の見直し検討を含めた調査検討を実施し た。平成22年度・23年度には各種関係機関、委 員会等との協議調整を図り、平成24年に屋外広 告物条例・条例施行規則を整備。今後も新たな 屋外広告物等に対応すべく、協議を継続し条例 施行規則等を確立していく。	29	2	a	見直しな がら続け る	A
屋外広告物施策の企 画・立案・調査事業	○ ソフト 任意 内部管理・維 持管理						

課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
						貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
計画景観課	○	ソフト 義務	屋外広告物法、奈良県屋外広告物条例・同施行規則、橿原市奈良県屋外広告物条例施行規則等により、屋外広告物を掲出しようとする際に必要な許可手続きについて、許可申請される内容が許可基準に適合するよう事前協議及び書類審査等を行う。 平成24年1月からは、橿原市屋外広告物条例、同施行規則に基づく協議、審査を行っている。	139	1	a	拡大する	
屋外広告物許認可事業		ソフト 任意						
	内部管理・維持管理							
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
						貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
計画景観課	○	ソフト 義務	行政、委託業者及び関係機関の協力に加えて、違反広告物追放推進員として参加の市民ボランティアの協力により違反広告物の簡易除却を実施。	1,792	2	b	見直しなが ら続ける	
違反広告物簡易除却事業		ソフト 任意						
	内部管理・維持管理							
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
						貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
計画景観課	○	ソフト 義務	屋外広告物の許可手続きを行っていない、屋外広告物の許可基準に適合していない、屋外広告物の掲出禁止地域に掲出しているなどの違反広告物の掲出者を対象に、屋外広告物の掲出に関するルール等を広報・周知し、理解を求めるとともに是正指導を行う。	916	2	a	見直しなが ら続ける	
違反広告物の是正事業		ソフト 任意						
	内部管理・維持管理							
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
						貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
計画景観課	○	ソフト 義務	既に運用している景観・屋外広告物システムを活用し、景観計画区域内届出データ及び屋外広告物許可データ等を入力する。また、既存の屋外広告物システムに禁止区域等のデータを書き加える。		2	c	見直しなが ら続ける	D
景観・屋外広告物支援システム事業		ソフト 任意						
	内部管理・維持管理							
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
						貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
計画景観課	○	ソフト 義務	各種、許可申請書及び届出書を関係法律及び条例等に基づき、審査、経由して県へ送付する。市民への助言、指導、相談にのる。	25	2	b	見直しなが ら続ける	
風致等許可申請手続き事務		ソフト 任意						
	内部管理・維持管理							

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月11日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業				
事務事業名	景観形成施策の企画・立案・調査事業									
担当課名	計画景観課			課長名	粟子 聡					
総合計画の位置付け	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち							
	施策	11	良好な都市景観の形成							
予算事業名	都市計画総務管理費									
事業の開始年度	平成	19	年度	事業の終了予定年度	平成	年度	年度			
対象	市民及び事業者			事業の内容説明	本市景観形成ガイドプランに位置付けられている藤原京跡から視た大和三山の眺望を保全するために、景観条例第10条にある眺望景観保全計画を策定し、現在行っている大規模行為の景観規制誘導をより具体に行うものである。 また、近畿地方都市美協議会、同研究会及びWGや各種研修会に参加することにより、他自治体の取組事例等景観関連情報の収集や・課題の検討・意見交換等を積極的に行い、職員の景観施策能力の向上を図る。その他、パンフレットやHP等広報活動を行うことにより、市民・事業者等の景観に関する意識の高揚を図り理解を求める。					
事業の目的	景観形成施策を企画・立案し、優先順位を決めてそれらの施策を展開すること。また、市民及び事業者を対象に景観に関する情報提供や景観意識の高揚に寄与する取組を進めること。									
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業						
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業						
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業						
	説明	景観行政団体である本市は景観法に付随した景観条例等を保有しており、その景観条例には市の責務として景観形成の先導的な役割を果たすことが義務づけられていることから、市が関与することは必然である。								
やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない					
説明	現在ある良好な歴史的町並みや集落における景観等に影響を与えることは言うまでもなく、市内の至る所において雑多なまちなみ等が形成されるおそれがある。									
DO実施	指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み	
	成果指標	景観が守られていると感じる市民の割合		-	30	-	31	35	50	
	活動指標①	研修参加・視察受入回数		9	15	8	10	15	15	
	活動指標②	-		-	-	-	-	-	-	
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み		
		歳出(直接事業費)(a)		3,157	473	422	547	404		
		歳入(b)	受益者負担額							
			国県補助金等その他							
		(a) - (b) = 一般財源		3,157	473	422	547	404		
正職員		従事者数(単位:人)		0.85	0.80	0.80	0.60	0.60		
		人件費(c)		5,324	4,962	4,962	3,722	3,722		
トータルコスト(a)+(c)		8,481	5,435	5,384	4,269	4,126				
単位当たりコスト	計算式等									
備考(これまでの実績等)										

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	説明 景観施策の展開や企画・立案する上において、また、市民・事業者の景観意識の高揚を図るといった観点から、ある一定の成果があったものと考えられる。
		上位施策 への貢献 度はどう か	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	
	効率性評価 経費削減は可能か		2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる	説明 研修会への参加やパンフレット作成等については、効率的に行っていることから、コストの低減余地はあまりないと考えられる。また、今後必要な景観施策の展開を図るには、優先順位等を考慮し計画的に事業を行っていくための予算が必要である。
ACTION	具体的にどうする ことにより(手段)	市民参加の機会の増加を図り、積極的に広報・PR等を行うことで、市民・事業者等の景観意識の向上を図る。						
	どんなことが期待 できるか(効果)	また、今後とも計画的に景観施策を展開することにより、歴史的な町並み景観・集落景観等の保全と良好な都市景観の創造に寄与するものと考えられる。						
修正 行動	(費用も含み) この事業の 今後の方向性	1	1 拡大する	2 見直しながらかける	3 縮小する	課内 優先 度	B	説明 本市の景観形成ガイドプランに重点テーマとして置かれている、景観施策の実現にむけた調査・計画・検討などを引き続いて実施していくことが重要である。
			4 廃止又は休止する	5 完了する				

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月11日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業			
事務事業名	景観計画区域内届出事務事業								
担当課名	計画景観課			課長名	粟子 聡				
総合計画の位置付け	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち						
	施策	11	良好な都市景観の形成						
予算事業名	報酬給与費・都市計画総務管理費								
事業の開始年度	平成	19	年度	事業の終了予定年度	平成	年度	年度		
対象	建築物の建築等の大規模行為を行う者			事業の内容説明	景観法及び景観条例等の施行により、大規模建築物の建築等大規模行為を行う際には、あらかじめそれらの行為者から市への届出が義務づけられ、その届出内容が檀原市景観計画における行為の制限に関する事項(景観形成基準)に適合するよう事前協議等を行い、また、必要に応じて景観アドバイザーに意見を伺いながら景観規制・誘導する。				
事業の目的	景観に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物等を対象に、良好な景観の形成に資するべく規制誘導することを目的とする。								
この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業					
	説明	本市は景観法による景観行政団体となり、景観計画及び景観条例を策定したことにより、景観法第8条による届出事務処理が景観法上必要となった。							
やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない				
		説明	現在ある良好な歴史的町並みや集落における景観等に影響を与えることや言うまでもなく、市内の至る所において雑多なまちなみ等が形成されるおそれがある。						
指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
成果指標	景観が守られていると感じる市民の割合			-	30	-	31	35	50
活動指標①	-			-	-	-	-	-	-
活動指標②	-			-	-	-	-	-	-
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)			329	205	128	247	247	
	歳入(b)	受益者負担額							
		国県補助金等その他							
	(a) - (b) = 一般財源			329	205	128	247	247	
	正職員	従事者数(単位:人)			0.55	0.45	0.45	0.45	0.45
		人件費(c)			3,445	2,791	2,791	2,791	2,791
	トータルコスト(a)+(c)			3,774	2,996	2,919	3,038	3,038	
単位当たりコスト	計算式等								
備考(これまでの実績等)									

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	届出により大規模行為の景観規制誘導が行えていることから、ある一定の景観面における成果があると考えられる。							
	上位施策 への貢献 度はどう か	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い				
		説明	当該業務は、過去のアンケートにおいて市民ニーズの最も高かった景観施策であり、本市の良好な景観を形成する上において、当該業務を中長期に渡り、継続して取り組むことにより上位計画への貢献度は非常に高いものであると考えられる。							
評価	効率性評価	1	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる				
	経費削減は可能か	説明	景観計画策定以後、当該業務を継続する上において、景観アドバイザーに要する人件費等に加え、職員が従事するコストのみで運用しており、低減の余地は全く無いものと考えられる。							
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	当該業務については、届出すべき行為は市内一律の届出対象基準であり、市内を地域特性に応じて一般地区の5エリア及び大和三山眺望景観保全地区の2エリア、並びに視線のみちを設定したきめ細やかなものへ変更し、それらの届出に対する事務量の増加が予想される。しかし、これらの景観施策を展開することにより、それぞれの地域特性に配慮した良好な景観が形成されることとなる。								
	どんなことが期待できるか(効果)									
修正行動	(費用も含み) この事業の 今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながらかける	3 縮小する	課内 優先 度	B			
		4 廃止又は休止する	5 完了する							
	説明	眺望保全地区、景観形成推進地区を指定することにより、届出件数の増加が見込まれる。								

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月11日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業			
事務事業名	景観重要樹木維持管理事業								
担当課名	計画景観課			課長名	粟子 聡				
総合計画の位置付け	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち						
	施策	11	良好な都市景観の形成						
予算事業名	都市計画総務管理費								
事業の開始年度	平成	-	年度	事業の終了予定年度	平成	年度	年度		
対象	市民及び市内事業者			事業の内容説明	平成21年度に指定する景観法による景観重要樹木について、平成20年度に樹木医診断を行い、その診断結果に基づき、樹勢を回復するための措置を実施し、維持管理等について、地域住民とともに勉強会を開催し、適正に維持管理することができる体制づくりや手法についての検討を行った。平成21年度は、当該樹木を次世代に残すために必要な倒伏防止措置並びに樹勢回復の措置を実施し、平成22年度からは地域住民と行政の役割分担を明確にしたうえで、維持管理を適切に行っている。				
事業の目的	景観法にある景観重要建築物及び景観重要樹木の候補を抽出し、平成21年度には景観重要樹木の指定を行い、指定後には当該樹木の維持管理を適切に行うことを目的とする。								
この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
	説明	景観法上、景観重要建築物又は景観重要樹木の指定は景観行政団体が行うこととなっており、平成21年7月に指定を行った。この景観重要樹木を適切に管理することにより、良好な景観形成を図る必要がある。							
やめた場合の影響は	2	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない				
		説明	良好な景観を形成する建築物や樹木について、良好な維持管理や保存ができなくなるのが危惧される。						
指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
成果指標	景観が守られていると感じる市民の割合			-	30	-	31	35	50
活動指標①	-			-	-	-	-	-	-
活動指標②	-			-	-	-	-	-	-
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)			200	200	182	200	200	
	歳入(b)	受益者負担額							
		国県補助金等その他							
	(a) - (b) = 一般財源			200	200	182	200	200	
	正職員	従事者数(単位:人)			0.35	0.25	0.25	0.25	0.25
		人件費(c)			2,192	1,551	1,551	1,551	1,551
	トータルコスト(a)+(c)			2,392	1,751	1,733	1,751	1,751	
単位当たりコスト	計算式等								
備考(これまでの実績等)									

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	説明	平成21年度に指定した景観重要樹木の枯損防止及び適切な維持管理方法を確立することにより、ある一定の成果を得たと考えている。
		上位施策 への貢献 度はどう か	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
	効率性評価 経費削減は可能か	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる	説明	景観法に基づき指定を行った景観重要樹木の維持管理を適切に行っていくために必要である。	
		説明	景観法に基づき指定を行った景観重要樹木の維持管理を適切に行っていくために必要である。						
ACTION	具体的にどうする ことにより(手段)	今井町内の飛鳥川に架かる蘇武橋の左岸側にある樹木(樹種:エノキ)を景観重要樹木として平成21年度に指定するため、平成20年度に、当該樹木の枯損防止措置等を実施し、当該樹木の管理を地域住民等により行ってもらうための協議会・勉強会等を開催したところである。平成21年度には景観形成総合支援事業として枯損防止措置の土壌改良事業の実施と来訪者等のための案内看板を設置し、交流人口の維持を図るとともに、景観重要樹木の維持管理を地域住民とともに進めていくことにより、地域住民の景観意識の高揚と景観形成に関する理解を深めていただく効果が期待される。							
	どんなことが期待 できるか(効果)	同上							
修正 行動	(費用も含み) この事業の 今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながらかける	3 縮小する	課内 優先 度	C	説明	平成21年度に指定した景観重要樹木に加えて、その他市内にある良好な景観を形成している景観重要建造物や景観重要樹木の候補となる物件について、檀原市景観計画における指定の方針に基づき今後も引き続き指定の検討を行うことが重要であると考えている。
		4 廃止又は休止する	5 完了する						

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年6月10日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業			
事務事業名	屋外広告物施策の企画・立案・調査事業								
担当課名	計画景観課				課長名	粟子 聡			
総合計画の位置付け	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち						
	施策	11	良好な都市景観の形成						
予算事業名	都市計画総務管理費								
事業の開始年度	平成	14	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度		
対象	市民及び市内事業者			事業の内容説明	景観緑3法(景観法・屋外広告物法・都市緑地法)の施行により景観行政団体である檀原市自体が屋外広告物条例の一部を保有することができるようになり、本市では屋外広告物条例及び同条例施行規則を制定することを目的とした事業として、平成19年度・20年度に現状を把握するために実態調査を実施し、平成21年度は許可基準の見直し検討を含めた調査検討を実施した。平成22年度・23年度には各種関係機関、委員会等との協議調整を図り、平成24年に屋外広告物条例・条例施行規則を整備。今後も新たな屋外広告物等に対応すべく、協議を継続し条例施行規則等を確立していく。				
事業の目的	市街地景観に大きな影響を及ぼしている屋外広告物について、風致の維持や良好な市街地景観の創出を図り、また公衆に対する危害を防止すること等を目的に屋外広告物に関する施策を展開すること。また市民及び事業者を対象に屋外広告物に関する情報提供や屋外広告物に関する理解を深めていただくための取り組みを進めること。								
この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
	説明	屋外広告物の許認可事業及び違反広告物の対策等については、市が直接関与するように定められている。良好な景観形成を目指す本市にとって、景観に大きな影響を及ぼす屋外広告物の規制誘導等の施策・立案・調査等については景観行政団体である本市が先導的な役割を担って行うべきであると考えられる。							
やめた場合の影響は	2	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない				
説明	平成24年度より屋外広告物条例及び同条例施行規則を整備したが、新たな形式の広告物を掲出する店舗が後を絶たない。それらを調査せず対応できなければ、地域特性が反映されない市街地等の屋外広告物景観が創出されるだけでなく、安全面での問題も起こりえる。								
指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
成果指標	景観が守られていると感じる市民の割合			29	30	—	31	32	35
活動指標①	—			—	—	—	—	—	—
活動指標②	—			—	—	—	—	—	—
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)			134	39	29	18	18	
	歳入(b)	受益者負担額							
		国県補助金等その他							
	(a) - (b) = 一般財源			134	39	29	18	18	
	正職員	従事者数(単位:人)			0.80	0.60	0.60	0.60	0.60
		人件費(c)			5,011	3,722	3,722	3,722	3,722
	トータルコスト(a)+(c)			5,145	3,761	3,751	3,740	3,740	
単位当たりコスト	計算式等								
備考(これまでの実績等)									

CHECK 評価	有効性 評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	屋外広告物条例を制定することを目的とした基礎調査として行った事業としては、成果があったものと考えられる。						
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	屋外広告物条例の制定と許可基準の見直しを実施し、それらを施行することにより、新たに掲出される屋外広告物がそれぞれの地域特性等に反映された屋外広告物となり、良好な市街地景観の形成・創出に大きく寄与するものと考えられる。						
効率性評価 経費削減は可能か	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる				
	説明	景観行政団体が保有すべき屋外広告物条例等を制定するために行っている事業であり、条例施行までに必要な調査業務費及び周知啓発等の予算等は最低限必要であることから低減余地はあまりないと考えられる。							
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	屋外広告物の許可基準については、平成14年に奈良県から権限委譲があった際に運用していた基準を県下の市町村がそのまま引き継ぎ運用しているところである。当該許可基準については、本市の地域特性に配慮した基準とするため見直しすべきところが多数見受けられたため平成24年度に屋外広告物条例を制定した。しかし時代の変化とともに新たな広告物が掲出される傾向があるため、それに対応すべく調査検討等の業務については、引き続き非常に重要な施策であると考えられる。屋外広告物条例を制定し、新たな許可基準等を設け、それらを施行することで、新たに掲出される屋外広告物がそれぞれの地域特性等に反映された屋外広告物となり、良好な市街地景観の形成・創出に大きく寄与するものと考えられる。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながらかつける	3 縮小する	課内優先度	A		
		4 廃止又は休止する	5 完了する						
説明	新たな屋外広告物に対応すべく条例の制定と許可基準の見直しを最優先として取り組んでいるところであるが、そのためにも、屋外広告物行政に対する不公平感を少しでも解消することや市民・事業者理解を求めていくといった取組が必要である。								

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年6月10日)

○		ソフト事業(義務)	ソフト事業(任意)	内部管理・維持管理事業							
P L A N 計 画	事務事業名	屋外広告物許認可事業									
	担当課名	計画景観課			課長名	粟子 聡					
	総合計画の位置付け	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち							
		施策	11	良好な都市景観の形成							
	予算事業名	都市計画総務管理費									
	事業の開始年度	平成	14	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度			
	対象	屋外広告物掲出者			事業の内容説明	屋外広告物法、奈良県屋外広告物条例・同施行規則、橿原市奈良県屋外広告物条例施行規則等により、屋外広告物を掲出しようとする際に必要な許可手続きについて、許可申請される内容が許可基準に適合するよう事前協議及び書類審査等を行う。平成24年1月からは、橿原市屋外広告物条例、同施行規則に基づく協議、審査を行っている。					
	事業の目的	屋外広告物が無秩序に掲出されたり、老朽化等により公衆へ危害が加わることを防止し、適正に掲出されることを目的とする。									
	この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業						
				2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業						
3 任意				市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業							
	説明	屋外広告物法により、景観行政団体である橿原市が事務処理をしなければならない。									
この事業を行うことは妥当か	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない					
			説明	違反広告物が無秩序に掲出され景観が損なわれるうえ、安全上の問題も出てくる。							
D O 実 施	指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
					実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み	
	成果指標	-			-	-	-	-	-	-	
	活動指標①	屋外広告物許可件数			368	250	248	250	400	250	
	活動指標②	-			-	-	-	-	-	-	
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み		
		歳出(直接事業費)(a)			348	254	139	268	268		
		歳入(b)	受益者負担額			5,380	3,450	3,188	3,200	5,400	
			国県補助金等その他								
		(a) - (b) = 一般財源			-5,032	-3,196	-3,049	-2,932	-5,132		
正職員		従事者数(単位:人)			0.80	0.60	0.60	0.60	0.60		
		人件費(c)			5,011	3,722	3,722	3,722	3,722		
トータルコスト(a)+(c)			5,359	3,976	3,861	3,990	3,990				
単位当たりコスト	計算式等										
備考(これまでの実績等)											

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	屋外広告物の無秩序な掲出を防止することを目的とした現許可基準に適合するように指導していることから、景観面における一定の成果があると考えられる。						
	上位施策 への貢献 度はどう か	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	景観に大きな影響を及ぼす屋外広告物を現許可基準に適合するよう審査等を行うことにより、良好な都市景観の形成に寄与していると考えられる。						
評価	効率性評価	1	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	経費削減は可能か	説明	許可申請書や許可書として発行する際に必要な手続き書類等の印刷等に要する予算であるため、コストを低減させる余地は全くない。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	屋外広告物の許可基準については、平成14年に奈良県から権限委譲があった際に運用していた基準を県下の市町村がそのまま引き継ぎ運用しているところである。本市では、平成24年度に屋外広告物条例を制定したが新たな屋外広告物の許可基準の見直しを進めているところであり、それらの施行と同時に新たな許可基準に適合するよう屋外広告物許可事務を行うこととなるため、今まで以上に、屋外広告物の景観規制誘導が適切に行えるようになる。							
	どんなことが期待できるか(効果)	同上							
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	1	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内 優先 度	-		
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する					
		説明	屋外広告物の許可基準の見直しと屋外広告物条例の制定を行うことにより、地域特性に応じたきめ細かな屋外広告物の規制誘導を行っていくことができることとなる。						

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年6月10日)

○		ソフト事業(義務)	ソフト事業(任意)	内部管理・維持管理事業						
PLAN 計画	事務事業名	違反広告物簡易除却事業								
	担当課名	計画景観課		課長名	粟子 聡					
	総合計画の位置付け	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち						
		施策	11	良好な都市景観の形成						
	予算事業名	都市計画総務管理費								
	事業の開始年度	平成	14	年度	事業の終了予定年度	平成 ー 年度				
	対象	市民及び市内事業者			事業の内容説明	行政、委託業者及び関係機関の協力に加えて、違反広告物追放推進員として参加の市民ボランティアの協力により違反広告物の簡易除却を実施。				
	事業の目的	道路上に違法に掲出されている簡易除却対象の違反広告物であるはり紙、はり札類、広告旗、立て看板類を撲滅すること。								
	妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
				2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
3 任意				市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業						
説明		屋外広告物法により、景観行政団体である檀原市が事務処理をしなければならない。								
やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない					
説明	違反広告物が無秩序に掲出され、景観を害する恐れがある。									
DO 実施	指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
					実績	計画	実績	見込み	見込み	
	成果指標	景観が守られていると感じる市民の割合			—	30	30	31	32	35
	活動指標①	違反広告物追放推進委員数			190	200	198	210	220	220
	活動指標②	簡易除却した違反広告物数			1,351	3,000	1,136	1,500	1,500	1,500
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
		歳出(直接事業費)(a)			1,765	1,916	1,792	1,819	1,819	
		歳入(b)	受益者負担額							
			国県補助金等その他							
		(a) - (b) = 一般財源			1,765	1,916	1,792	1,819	1,819	
正職員		従事者数(単位:人)			0.60	0.50	0.50	0.50	0.50	
		人件費(c)			3,758	3,102	3,102	3,102	3,102	
トータルコスト(a)+(c)			5,523	5,018	4,894	4,921	4,921			
単位当たりコスト	計算式等									
備考(これまでの実績等)										

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	違反広告物の簡易除却を定期的実施することで、道路上等への違反広告物を掲出する機会を減少させることができる。違反広告物の掲出数が減少傾向にあり効果が得られているところである。						
	上位施策 への貢献 度はどう か	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	簡易除却対象の違反広告物は道路上の目につく位置に掲出されていることから、それらを撲滅することにより、良好な沿道景観が担保され、良好な景観の形成に寄与していると考えられる。						
評価	効率性評価 経費削減は可能か	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
		説明	当該業務については、業者委託の他、行政・市民ボランティアにより対応しているところであるが、違反広告物を撲滅するためには、除却作業機会を増やし、根気よく取り組むことが必要であることから、現在のコストを低減させることは難しいと考えられる。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	違反広告物追放推進員の拡充を今後も引き続き行うことにより、行政において実施することが困難な住宅地や既存集落等にあるはり紙・はり札類等の違反広告物を撲滅することができ、それらの地域の景観が良くなることにも繋がると考えられる。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内 優先 度	-		
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する					
		説明	違反広告物を撲滅するためには、除却作業機会を増やし、根気よく取り組むことが必要であることから、現在のコストを低減させることは難しいと考えられる。						

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年6月10日)

○		ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業			
P L A N 計 画	事務事業名	違反広告物の是正事業							
	担当課名	計画景観課			課長名	粟子 聡			
	総合計画の位置付け	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち					
		施策	11	良好な都市景観の形成					
	予算事業名	都市計画総務管理費							
	事業の開始年度	平成	14	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度	
	対象	違反広告物の掲出者			事業の内容説明	屋外広告物の許可手続きを行っていない、屋外広告物の許可基準に適合していない、屋外広告物の掲出禁止地域に掲出しているなどの違反広告物の掲出者を対象に、屋外広告物の掲出に関するルール等を広報・周知し、理解を求めるとともに是正指導を行う。			
	事業の目的	屋外広告物法、奈良県屋外広告物条例、橿原市奈良県屋外広告物条例施行規則等に抵触する違反広告物の撲滅を目的とする。平成24年1月からは橿原市屋外広告物条例及び同施行規則に基づく。							
	この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
				2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業				
3 任意				市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業					
	説明	屋外広告物法により、景観行政団体である橿原市が事務処理をしなければならない。							
この事業を行うことは妥当か	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない			
			説明	許可基準に適合していない屋外広告物を放置することになってしまい、行政に対する不公平感が増し、良好な都市景観の形成にも大きく影響するものであると考えられる。					
D O 実 施	指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
	成果指標	幹線道路沿道における違反広告物の割合		64	63	63	62	61	58
	活動指標①	-		-	-	-	-	-	-
	活動指標②	-		-	-	-	-	-	-
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み
		歳出(直接事業費)(a)				2,631	916	2,531	2,531
		歳入(b)	受益者負担額						
			国県補助金等その他						
		(a) - (b) = 一般財源				2,631	916	2,531	2,531
正職員		従事者数(単位:人)		0.55	0.40	0.40	0.40	0.40	
		人件費(c)		3,445	2,481	2,481	2,481	2,481	
トータルコスト(a)+(c)			3,445	5,112	3,397	5,012	5,012		
単位当たりコスト	計算式等								
備考(これまでの実績等)									

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	説明 平成19年度に幹線道路沿道、平成20年度に駅前広場・その他道路沿道等の屋外広告物の実態調査を行い、平成20年度においては、違反広告物の掲出者の一部に対して啓発のための通知文書を発送した。平成24年度には中和幹線、165号線を対象に文書を発送。今後も引き続き啓発活動を行っていく予定である。
		上位施策 への貢献 度はどう か	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	
	効率性評価 経費削減は可能か	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる	説明 違反広告物の是正方法については、先進事例を参考に、市職員が実施していることからコスト低減の余地はあまりないと考えられる。	
	具体的な ことにより(手段)	違反広告物を是正するには、市民・事業者の屋外広告物行政に対する理解と協力が必要であり、屋外広告物についてわかりやすいパンフレットを用いた広報等PRを行うとともに、随時実施している屋外広告物実態調査により把握した違反広告物の掲出者等に対し段階的に是正を求めることにより、広告物に対する意識が向上してくるものと考えられる。						
ACTION 修正 行動	どんなことが期待 できるか(効果)							
	(費用も含み) この事業の 今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながらかける	3 縮小する	課内 優先 度	-	説明 違反広告物を無くす取組を継続的かつ効率的に進めることにより、屋外広告物行政に対する不公平感の是正を図ることが重要である。
	4 廃止又は休止する	5 完了する						

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年6月25日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業			
事務事業名	景観・屋外広告物支援システム事業								
担当課名	計画景観課			課長名	粟子 聡				
総合計画の位置付け	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち						
	施策	11	良好な都市景観の形成						
予算事業名	都市計画総務管理費								
事業の開始年度	平成	18	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度		
対象	市民及び市内事業者			事業の内容説明	既に運用している景観・屋外広告物システムを活用し、景観計画区域内届出データ及び屋外広告物許可データ等を入力する。また、既存の屋外広告物システムに禁止区域等のデータを書き加える。				
事業の目的	景観法及び景観条例等に基づく景観計画区域内における届出事務並びに屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例等に基づく屋外広告物の許可事務に関する処理及びそれらのデータ管理等を適切かつ円滑に行うことを目的とする。								
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業					
	説明	景観・屋外広告物事務を適正・円滑に行うため、また書類等データ管理・保存に必要な事業である。							
やめた場合の影響は	2	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない				
		説明	許可書発行等事務処理及びデータ管理等において支障が生じる。						
DO実施 コストの推移 (単位:千円)	指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
	成果指標	-		-	-	-	-	-	-
	活動指標①	-		-	-	-	-	-	-
	活動指標②	-		-	-	-	-	-	-
	財源の内訳 歳出(直接事業費)(a) 歳入(b) 受益者負担額 国県補助金等その他 (a) - (b) = 一般財源 正職員 従事者数(単位:人) 人件費(c) トータルコスト(a)+(c) 単位当たりコスト 計算式等	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
		歳出(直接事業費)(a)		1,250					
		歳入(b)	受益者負担額						
			国県補助金等その他						
		(a) - (b) = 一般財源		1,250					
正職員		従事者数(単位:人)		0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
		人件費(c)		626	620	620	620	620	
トータルコスト(a)+(c)		1,876	620	620	620	620			
単位当たりコスト	計算式等								
備考(これまでの実績等)									

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	景観・屋外広告物の円滑化が図られ、書類等のデータ管理が比較的容易に行えるようになった。						
	上位施策 への貢献 度はどう か	3	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	景観・屋外広告物事務におけるある一定の効率化が図られるようになったものの、良好な都市景観の形成に大きく寄与しているとはいえない。						
評価	効率性評価	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	経費削減は可能か	説明	景観・屋外広告物施策を展開・見直しするに際し、当該システムの見直しが付随するため、数年に一度の予算措置を講じることが必要である。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	景観施策については、藤原京跡から視た大和三山を保全する取組みを進めているところであり、屋外広告物の施策については条例制定に向けた取組みを展開しているところである。いずれの施策についても、本市の地域特性に配慮した基準づくり等を行っていることから、既存システムに入力されている地域データの見直しを行うことが必須となる。またシステムの見直しを行うことにより、今までと同様に景観・屋外広告物に関する事務処理及びデータ管理が適切に行われることとなる。							
	どんなことが期待できるか(効果)	同上							
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内 優先 度	D		
		4 廃止又は休止する	5 完了する						
	説明	景観・屋外広告物施策の展開に連動する形で、景観・屋外広告物支援システムの見直しが必要となる。							

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月11日)

○		ソフト事業(義務)	ソフト事業(任意)	内部管理・維持管理事業						
PLAN 計画	事務事業名	風致等許可申請手続き事務								
	担当課名	計画景観課		課長名	粟子 聡					
	総合計画の位置付け	目指す都市像	7	快適な生活を育むまち						
		施策	11	良好な都市景観の形成						
	予算事業名	都市計画総務管理費								
	事業の開始年度	平成	-	年度	事業の終了予定年度	平成 年度				
	対象	市民及び市内事業者				事業の内容説明 各種、許可申請書及び届出書を関係法律及び条例等に基づき、審査、経過して県へ送付する。市民への助言、指導、相談にのる。				
	事業の目的	歴史的環境・自然環境を法律、条例等に基づき審査、保全する。								
	妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
				2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
3 任意				市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業						
説明		都市計画法及び県風致地区条例施行規則により、知事への許可申請等は市を経由しなければならぬため。								
やめた場合の影響は	説明	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない					
		-								
DO 実施	指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
					実績	計画	実績	見込み	見込み	
	成果指標	景観が守られていると感じる市民の割合			-	30	-	31	35	50
	活動指標①	風致及び古都法関係書類			45	20	55	40	40	40
	活動指標②	-			-	-	-	-	-	-
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
		歳出(直接事業費)(a)					25	114	114	
		歳入(b)	受益者負担額							
			国県補助金等その他							
		(a) - (b) = 一般財源					25	114	114	
正職員		従事者数(単位:人)			0.40	0.30	0.30	0.30	0.30	
		人件費(c)			2,506	1,861	1,861	1,861	1,861	
トータルコスト(a)+(c)			2,506	1,861	1,886	1,975	1,975			
単位当たりコスト	計算式等									
備考(これまでの実績等)										

CHECK 評価	有効性 評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	知事へ提出する許可申請書類の経路の際に要件審査をすることにより円滑な事務処理が図られている。						
	上位施策への貢献度はどうか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	当該事務の古都保存法等、県風致地区条例等の関連法令の行為の制限・規則による風致の維持に占める割合は大きいと考える。						
評価	効率性評価	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	経費削減は可能か	説明	他の団体等への委託化はできず、コスト低減の余地は非常に少ないと考えられる。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	平成22年度から景観室にて進達事務を開始し、平成25年度からは、県より権限委譲を受け許可等を市にて行う予定である。景観計画に基づく届出事務に連携する場合がありますので、申請者等には利便性には増加すると思われる。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	-		
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する			当該事業は、平成25年度より県から権限委譲され市で行わなければならない事業であり現状維持と考える。		